

健康・医療ワーキング・グループ関連

提案事項名

1 - 経済連携協定に基づく外国人介護事業従事者の取得資格要件等緩和

該当頁

..... 1

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	27年 11月4日	27年 12月22日	経済連携協定に基づく外国人介護事業者の取得資格要件等緩和	<p>【提案の具体的内容】 経済連携協定に基づく介護福祉士候補者として滞在しているインドネシア、フィリピン、ベトナム人の介護職員について、4年間の就労・研修の期間終了後もわが国の介護施設で就労可能となるために取得に要する資格を、現状の介護福祉士から、介護職員初任者研修修了の資格に緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】 介護福祉士試験は、その合格率が全受験者の6割程度と、看護師国家試験の約9割等と比較しても難易度の非常に高いものであり、外国人の継続的な在留資格の要件として過度に高く、志願する外国人のモチベーションを削ぐ。介護業務に取り組む志があっても、難易度の高い資格試験に挫折し、心ならずも帰国してしまうこともある。介護業務へのモチベーションの高い外国人人材を確保し、慢性的な介護人材不足を緩和するためにも、「介護職員初任者研修修了」への要件緩和が必要である。（「介護職員初任者研修修了」は、介護保険の対象となる訪問介護業務に従事できる要件として政令で定められている） 「日本再興戦略」改訂2015にある「経済連携協定に基づく介護福祉士候補者の活躍促進」の具体策としても検討されるべきである。 資格要件を緩和することにより、わが国において介護技術等を学ぶ外国人の裾野を広げることを通じて、わが国と相手国との経済活動の連携強化に資することができ、またわが国における介護サービスの質・量の向上・充実に寄与することもできる。</p>	（一社） 日本経済団体連合会	厚生労働省 （合議） 外務省 法務省